

市・県民税の申告について

その年の1月1日に室戸市に住所がある方は、原則として申告が必要です。

- ・ 税務署へ確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告をしたこととなりますので、改めて市・県民税の申告をする必要はありません。
- ・ 所得税を納める必要のある方や所得税の還付を受ける方は、税務署で確定申告をしてください。

1. 営業所得、農業所得、不動産所得などの方

利益があった場合または赤字だった場合でも申告が必要ですが、確定申告をした方は、市・県民税の申告は必要ありません。

2. 給与所得者の方

給与所得者は、通常申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ① お勤めの会社で年末調整をされていない方。
(日雇、アルバイトなどの方も含みます)
- ② 勤務先から税務課に給与支払報告書が提出されていない方。
- ③ 給与所得の他に、農業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などがある方。
- ④ 年末調整で受けなかった、社会保険料控除、扶養控除、医療費控除などを受けられる方。
※給与以外の所得が20万円以下の場合は、税務署への確定申告が不要の場合がありますが、市・県民税の申告は必要です。

3. 公的年金等所得者の方

公的年金等所得者は、通常申告する必要はありませんが、次のいずれかに該当する方は申告が必要です。

- ① 公的年金等所得の他に、農業所得、不動産所得、雑所得、一時所得などがある方。
- ② 市・県民税が課税となる方は、社会保険料控除、扶養控除、医療費控除などを申告することができます。

4. 非課税収入のみの方

収入が、障害年金・遺族年金・失業給付金・児童扶養手当等の非課税収入のみの方、または、室戸市外に居住している親族の税上の扶養となられている方は申告が必要です。ただし、室戸市在住の親族の税上の扶養となられている方は申告不要です。

5. 収入がなかった方

収入がまったくなかった方も申告は必要です。ただし、室戸市在住の親族の税上の扶養となられている方は申告不要です。

6. 申告のとき必要なもの

【所得の計算に必要なもの（一例）】

- ① 営業、農業、不動産所得のある方
 - ・収入と経費のわかる帳簿、領収書など。
 - ・経費の項目ごとに分けて、まとめて合計金額を計算しておいてください。
- ② 給与所得のある方
 - ・給与の源泉徴収票の原本
- ③ 公的年金等収入のある方
 - ・公的年金等の源泉徴収票の原本
- ④ 個人年金や生命保険の満期がある場合
 - ・生命保険会社などから送付される証明書等の原本

【控除の計算に必要なもの（一例）】

- ① 前年中に支払った次のもの
 - ・生命保険、地震保険の控除証明書の原本
 - ・小規模企業共済等掛金、国民健康保険税の領収書、国民年金保険料の控除証明書など。
- ② 医療費控除を受ける場合
 - ・医療費の領収書など、支払った医療費が確認できるもの。
 - ・医療費が保険金等で補填された場合、金額が確認できるもの。

※申告される前に、領収書を①名前別、②病院・薬局別にまとめて合計金額を計算しておいてください。
- ③ 障害者控除を受ける場合
 - ・障害者手帳や療育手帳など。